

出生



お子さまのお誕生
おめでとうございます

忘れずにお持ちください

出生届 をお子さまが生まれたら**14日以内** に届出してください

届出に必要なもの

- ・「医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届」
- ・「母子健康手帳」

※ 必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、
マイナンバーカード等の提示が必要となります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書） ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証 など



知多市役所

〒478-8601
知多市緑町1番地

開庁時間 9時～16時

※土曜・日曜・祝日、年末年始（12/29～1/3）の
閉庁日はお休みです。

代理人の方が手続きするときは

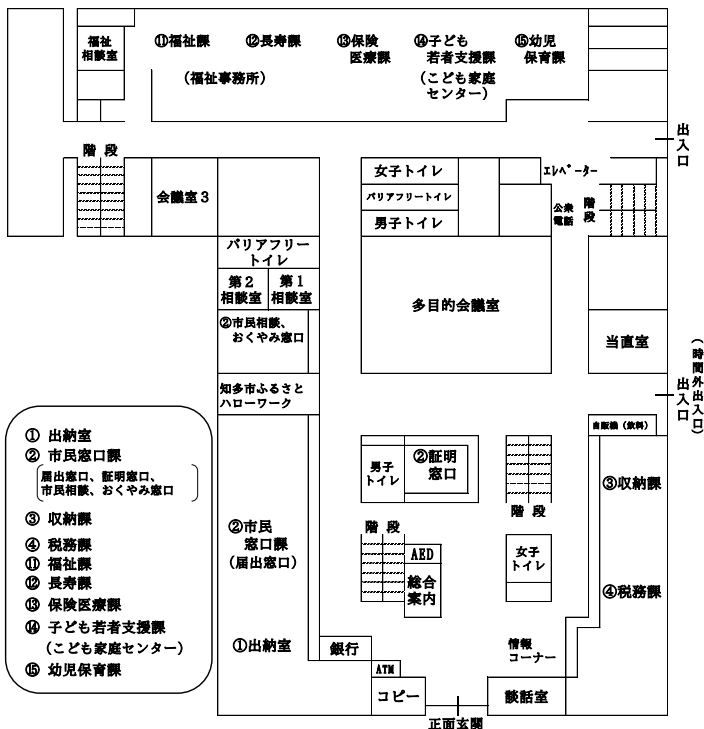
- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 手続きが出来るかどうか、手続きの対象となる方との
関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる
方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

手続きチェックシートの使い方

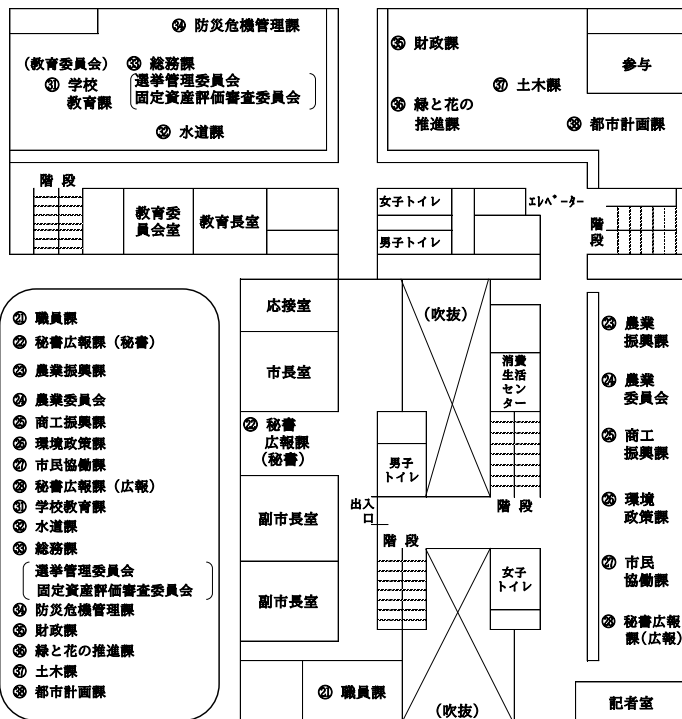
必要な手続きの確認や、手続きに必要なもの確認にご利用ください。手続き先については、庁舎案内図を参考にしてください。

庁舎案内図

1 F



2 F



手続きチェックシート 出生

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付
住所 戸籍	お子さんのマイナンバーカード	・マイナンバーカードの特急申請 ※出生届と同時に手続きいただければ 本人の来庁は不要			② 市民窓口課 (届出窓口)	
	お子さんの住民票コード	※受付窓口で住民票コード通知書をお渡しします				
保険 年金	お子さんが国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入	・家族の国保資格確認書等		⑬ 保険医療課	
	出産した方が国民健康保険の方で、 →「直接支払制度(※1)」を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方	※1 →国民健康保険から医療機関へ 出産育児一時金を直接支払う制度	・国保資格確認書等 ・振込口座のわかるもの ・出産費用の領収書 ・直接支払制度利用の申立書			
	→出産した医療機関で「直接支払い制度」の手続きをし、 出産費用が50万円(※2)に満たなかった方	※2 →産科医療補償制度に加入していない 医療機関では48.8万円	・国保資格確認書等 ・振込口座のわかるもの ・出産費用の領収書 ・直接支払制度利用の申立書			
	出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は加入している健康保険の担当者に お問い合わせください。			健康保険の加入先で お手続きしてください	
子ども	母子健康手帳への出生証明		・母子健康手帳		② 市民窓口課 (届出窓口)	
	児童手当の申請をする方	・児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請	・医療保険に係る資格情報が確認 できるもの(請求者) ・振込先の通帳等(請求者) ・マイナンバーが分かるもの (請求者、配偶者)		⑭ 子ども若者支援課	
	子ども医療費助成を申請する方	・子ども医療費受給者証の申請	・医療保険に係る資格情報が確認 できるもの(子)		⑬ 保険医療課 (オンライン申請可↓) 	
	赤ちゃん訪問のご案内	出産された市内全てのお母さんと 赤ちゃんに、助産師・保健師・ 赤ちゃん訪問員による訪問を 行っています。	※訪問の際には、事前に電話や手紙で お知らせします。		健康推進課(別施設) 保健センター 住所：新知字永井2-1 TEL：0562-54-1300	
	保育園・こども園に入園を希望する方	・保育園、こども園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		⑮ 幼児保育課	
	未熟児で出産された方	・養育医療給付の相談、申請	※受付窓口でご相談ください		⑬ 保険医療課	
その他	市営住宅に入居している方	・市営住宅の同居の手続き	※受付窓口でご相談ください		⑳ 都市計画課	